

平成 26 年 度

監 査 報 告 書

自 平成 26 年 4 月 1 日
至 平成 27 年 3 月 31 日

独立行政法人 日本貿易振興機構

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「法人」という。）の平成 26 事業年度（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、副理事長、理事、内部監査部門である監査室、内部統制を所管する総務部、業績評価を所管する企画部その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1. 業務の適正な実施及び中期目標の着実な達成に向けた業務の効果的かつ効率的実施に関する意見

法人の第三期中期目標の 3 本柱である①中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援、②対日投資促進、③アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等、の全ての分野において、定量目標値を大きく上回る実績を上げている。また、成功事例や評価事例などの具体的なアウトカムも数多くの案件が報告されており、定性目標も達成している。加えて、経済活動に影響を及ぼす可能性のある政治・治安情勢の悪化や病気の流行等の突

発的な事象に対しても、ウェブサイトでの迅速な情報提供など機動的な事業展開を行っている。他方、業務運営の効率化・事務の能率化は中期計画に沿って着実に進められており、国内外事務所ネットワークの見直しや関係機関との連携強化も積極的に推進するなど柔軟かつ機動的な組織運営を行っている。「日本再興戦略」で示された役割をしっかりと踏まえた上で中期目標の着実な達成を実現しており、法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、効果的かつ効率的に実施されているものと認める。なお、第四期中期目標への取組みに当たっては、事業遂行に関するPDCAサイクルの更なる徹底が望まれる。

2. 内部統制システムについての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。なお、平成27年度監事監査計画の提出に際し検討を求めた監査・内部統制に係る体制の更なる強化については、検討結果の速やかな回示を要請する。

3. 役員の職務の遂行に関する意見

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4. 財務諸表等についての意見

会計監査人（有限責任 あずさ監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5. 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

独立行政法人改革等に関する基本的な対応方針等過去の閣議決定において定められ、あるいは指摘された事項については、効率化目標の設定及び給与水準の適正化、随意契約の見直し、保有資産の見直し等の各事項において適正な対応が進められているものと認める。

平成27年6月25日

独立行政法人日本貿易振興機構

監事	彦田義郎	印
監事（非常勤）	市村泰男	印